商品概要説明書

教育ローン (カード型)

(2020年4月1日現在)

| 商品名 | 教育ローン (カード型) |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | ○当JAの組合員の方。 |
| | ○お借入時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満の方。 |
| | ○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方(自営業者の方は前年度 |
| | 税引前所得とします。)。 |
| | ○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。 |
| | ○教育施設(日本政策金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。ただ |
| | し、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いと |
| | します。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 |
| | ○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本 |
| | 人またはご家族の持ち家であること。)。 |
| | ○栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 |
| | ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 |
| | ○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2か月以内 |
| | にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。 |
| 資金使途 | (例) |
| | ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 |
| | ②アパートの家賃等 |
| 借入金額 | ○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 |
| | ○ご契約日から1年後の応答日の属する月の5日(休日の場合は翌営業日)ま |
| | でとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信 |
| 借入期間 | 用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判 |
| | 断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 |
| | 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 |
| | ○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新 |
| | 規貸越可能期間中であっても、不適格等により1年毎の契約更新が停止した |
| | 場合や 65 歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となりま |
| | す。 |
| | ○変動金利とします。 |
| | ○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および 12 月1日の基準金利 |
| 借入利率 | (パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7 |
| | 月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 |
| | ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わ |
| | |
| | せください。 |
| | |

| | ○約定返済 | | | |
|------------------------|---|------------------------|--|--|
| | 毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度 | | | |
| 返済方法 | 額)に応じて返済用貯金口座からの自 | 動引落しによりご返済いただきます。 | | |
| | 具体的なご返済額は次のとおりです。 | | | |
| | 契約金額(借入極度額) | 約定返済金額(元金+利息) | | |
| | 10 万円以上 70 万円以下 | 1 万円+利息 | | |
| | 80 万円以上 150 万円以下 | 2万円+利息 | | |
| | 160 万円以上 230 万円以下 | 3万円+利息 | | |
| | 240 万円以上 300 万円以下 | 4万円+利息 | | |
| | 310 万円以上 380 万円以下 | 5万円+利息 | | |
| | 390 万円以上 460 万円以下 | 6万円+利息 | | |
| | 470 万円以上 530 万円以下 | 7万円+利息 | | |
| | 540 万円以上 610 万円以下 | 8万円+利息 | | |
| | 620 万円以上 690 万円以下 | 9万円+利息 | | |
| | 700 万円 | 10 万円+利息 | | |
| | | | | |
| | ○任意返済 | | | |
| | 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随 | | | |
| | 時ご入金(ご返済) いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済) | | | |
| | いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんの | | | |
| | で、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われま | | | |
| | す。 | | | |
| 担保 | ○不要です。 | | | |
| 保証人 | ○当JAが指定する保証機関(栃木県農業信用基金協会)の保証をご利用いた | | | |
| | だきますので、原則として保証人は不要です。 | | | |
| 保証料 | 〇利息方式 (外取) | | | |
| | 保証料率 年 0.70% | | | |
| | 保証料は、融資期間中の残高および利率に基づいて保証料率等により計算 | | | |
| | し、約定返済日にお支払いただきます。 | | | |
| | ○ご融資の際、1,100円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 | | | |
| 手数料 | ○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合が | | | |
| 7 2011 | ございます。 | | | |
| | ○苦情処理措置 | | | |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | → 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J | | | |
| | A本支店(所) または金融共済部(電話:0282-24-1183) にお申 | | | |
| | 日本文店 (所) または金融共済部 (電話・0282-24-1183) にお中し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、 | | | |
| | 迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 | | | |
| | 迅速がつ適切な対応に劣め、舌情寺の解伏を図りまり。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を | | | |
| | | ひひる 1 一 1 るひと) ぐも、舌頂寺を | | |
| | 受け付けております。 | | | |

| | ○紛争解決措置 |
|-----|-------------------------------------|
| | 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき |
| | ます。 |
| | 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ |
| | ンク相談所にお申し出ください。) |
| その他 | ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定 |
| | の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる |
| | 場合もございますので、あらかじめご了承ください。 |
| | ○印紙税が別途必要となります。 |
| | ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問 |
| | い合わせください。 |

JAしもつけ